

ID: 175

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	分担金の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	東日本大震災に係る高根沢町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例 第3条		
<b>例規番号</b>	平成23年条例第8号		
<b>【基準】</b>			
第2条から第4条までの規定による。 (適用となる事業)			
第2条 この条例の適用となる事業は、次に掲げる事業とする。			
(1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の適用を受ける事業			
(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用を受ける事業 (分担金の賦課徴収)			
第3条 分担金は、事業により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から受益の限度において賦課徴収する。 (分担金の額)			
第4条 分担金の額は、事業ごとに事業費から国庫補助金額を減じた額の100分の50とする。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日